

保育園における危機管理について③

感染症の発症、食中毒の場合

保育園では感染症や食中毒が発生したら次のような対応が考えられる。(通常の発生動向を上回る何らかの感染症や食中毒が疑われる事例が発生した場合)

拡大防止、原因究明のために、早急に下記事項を行政機関(市区町村の保育担当課)に連絡すると同時に保健所(あるいは保健センター)へ連絡する。

- ① 保育園における連絡窓口担当者名、電話、ファックス、メールアドレスなど。
- ② 症状について
 - ・ どのような症状か
 - ・ 症状にどのように対応したか
 - ・ 同じような症状の園児及び職員は何人か
- ③ 受診状況について
 - ・ 医療機関を受診した園児及び職員は何人か。それぞれの医療機関名、診断名、治療状況も。
 - ・ 入院した園児及び職員は何人か。
- ④ 発生時期について
 - ・ いつから同じような症状の園児及び職員がいたか。(推定初発時期)
- ⑤ 発生場所について
 - ・ 発生場所はどこか。

※おおむね以上の事項が考えられますので、一応報告する。保健所等によりその他の報告事項の指導があればそれに従う。

救急法について

救急法とはケガや急病などの子どもを正しく救助して医師又は救急隊などに渡すまでの応急の手当を言います。

救急法実施上の一般的注意事項

- ① 応急の手当てを全部1人で完全に行うことは難しい。協力者を求めて、手当や連絡、搬送、救急用品の確保などに協力してもらおう。又、保育者自身の安全も確保する。
- ② ケガなどをしている子どもを力付け、安心させる。いたずらに騒ぎ立てない。
- ③ 傷や血液、嘔吐物などをその子に見せたりせず、気持ちを動揺させないようにする。
- ④ 安静が第一、動揺の激しい搬送、粗雑な扱いは状態を悪化させるので注意する。
- ⑤ 医薬品の使用はさけ、必ず医師の診療を受けさせる。

周囲の状況の把握と全身の観察

- ① ケガなどをしている子どもを発見したら、先ず周囲の状況をよく観察する。事故発生時の状況、事故の原因、二次事故の危険性、ケガなどの原因、証拠物などについて注意をする。
- ② 周囲の状況が悪い時はその子と保育者自身の安全を確保し、しかも十分な応急手当を行うため、安全な場所への避難を優先させることもある。
- ③ 危険でその子に近づけない時は無理をせず直ちに119番通報する。
- ④ その子の全身の状況をつぶさに観察する。

